

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の背景

(社会的背景)

現代文明は、さまざまな利便性を人類に与える一方で、環境に大きな負荷を与え続けてきましたが、それが顧みられることはごく最近までほとんどありませんでした。地球規模での環境変化や国際的な経済動向が、私たちの日々の暮らしにまで影響を与えることを実感するようになって、これまでの社会経済の発展のあり方が、今後も果たして人類を幸福な将来へと誘うものであるのか、という懐疑的な声も聞かれるようになっていきます。

人類の経済社会活動の基盤たる環境が損なわれ、これまで『大量生産・大量消費・大量廃棄』の生活様式を通じてふんだんに使ってきた資源やエネルギーの枯渇を認識せざるをえない状況になっています。このため、今後は『最適生産・最適消費・最小廃棄』などを通じた資源やエネルギーの使用の一層の合理化に加えて、環境への負荷が少なく枯渇しない資源やエネルギーの活用へと、人類の活動の軸足を移していかなければなりません。

我が国は、主要排出国の公平かつ実効性ある国際的な枠組みの構築や意欲的な合意を得る前提で、2020年に温室効果ガス^{*}の排出量を25%削減するという国際的な公約を掲げており、その実現は決して容易ではありません。このため、私たちは一人ひとりが今までのライフスタイルを見直し、真に豊かな生活を実現しながら、温室効果ガスの排出が抑制される社会を構築しなければなりません。

また、生物多様性は、通常私たちが考えているよりもはるかに大きなスケールで、多方面に及ぶ便益を人類に与えてくれている一方で、地球規模で急速に失われつつあり、生態系から提供されるサービスを将来にわたり持続的に享受することが困難になるという問題もあります。このため、私たちは、人類の存続基盤である生物多様性を保全し、持続的に利用していくため、企業活動から私たちのライフスタイルまで、生物多様性に配慮した社会経済への転換を率先して進めていく必要があります。

(本市を取り巻く背景)

本市を取り巻く環境について見ると、一部地域で宅地開発による市街化や大規模企業の立地が進んでいます。JR山陰本線京都・園部間の完全複線化に伴い今後益々この傾向が強まると考えられることから、周辺環境への影響低減に向けた取り組みを一層進める必要があります。また、手入れ不足による山林の荒廃、ほ場整備による水路の単調化や自然水路の減少など、さまざまな環境の変化が獣害や河川水質の悪化などの問題を引き起こしていることから、これらへの計画的な対策が必要です。

また本市は、日本海に注ぐ由良川水系と太平洋に流れる淀川水系の大分水嶺を持つという珍しい特性を持っています。特に標高959mの三国岳中腹に位置する由良川源流域には、京都大学フィールド科学教育研究センター芦生研究林の広大な自然林が広がり、下流域の水環境に与える影響も大きいことを十分に認識する必要があります。

このように、私たちを取り巻く環境は、地球規模から身近なものまで多様で複雑な問題を抱えており、これらを解決するためには、全ての世代が環境に対する意識を高め、お互いが協力して環境保全の取り組みを進めなければなりません。

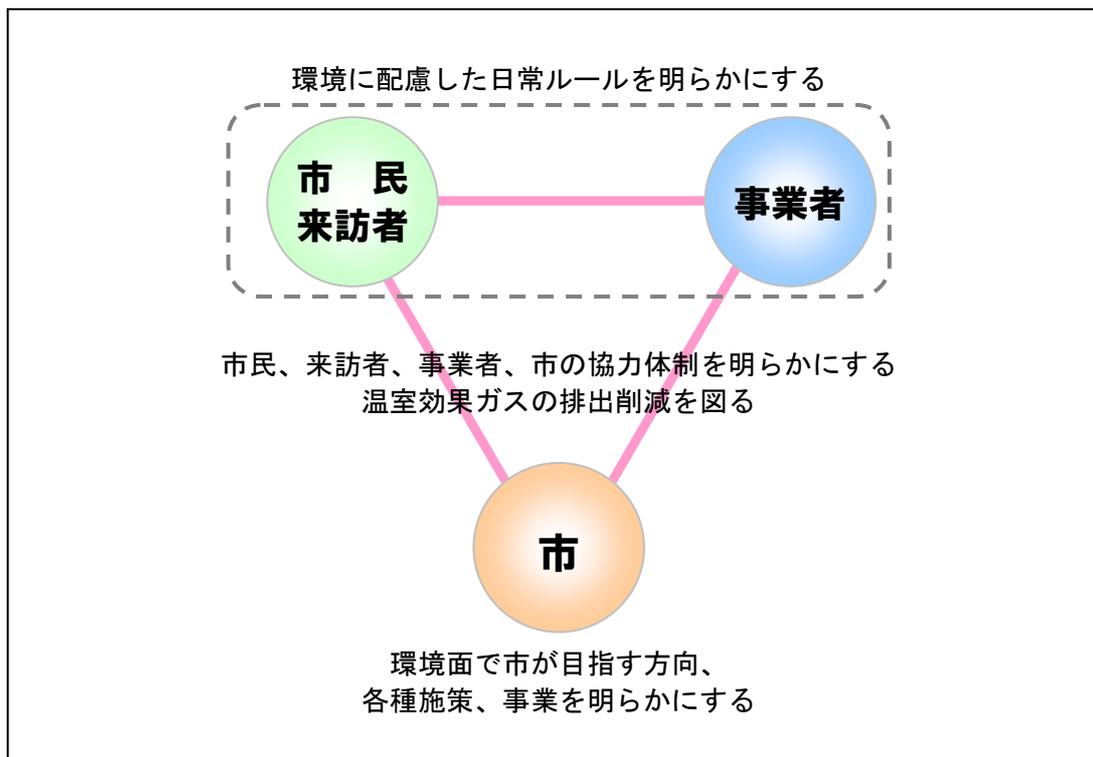
2. 計画の目的

前述した背景を踏まえ、これからも本市の環境を守るとともに、健全な環境を維持するためには、市民や来訪者、事業者、市（これらを各主体といいます）が協力して環境に配慮した取り組みを進めなければなりません。

そのためには、各主体が共有できる「南丹市が環境面において目指す方向」を確認し、その方向性に向けた各種施策・事業を明らかにするとともに、市民、来訪者、事業者が取り組むべき環境に配慮した日常ルールを明らかにする必要があります。また、各主体がどのように関わり、協力していくかを示すことも重要です。

このため、本計画は、市の環境を守るための各主体の取り組み内容、協力体制などを明らかにし、基本的な方向性を定めることを目的としています。

また、温室効果ガス*の排出削減目標やこれを実現させるための対策を示すことで「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」としての性格も併せ持ち、本市から排出される温室効果ガスの着実な削減を目指します。

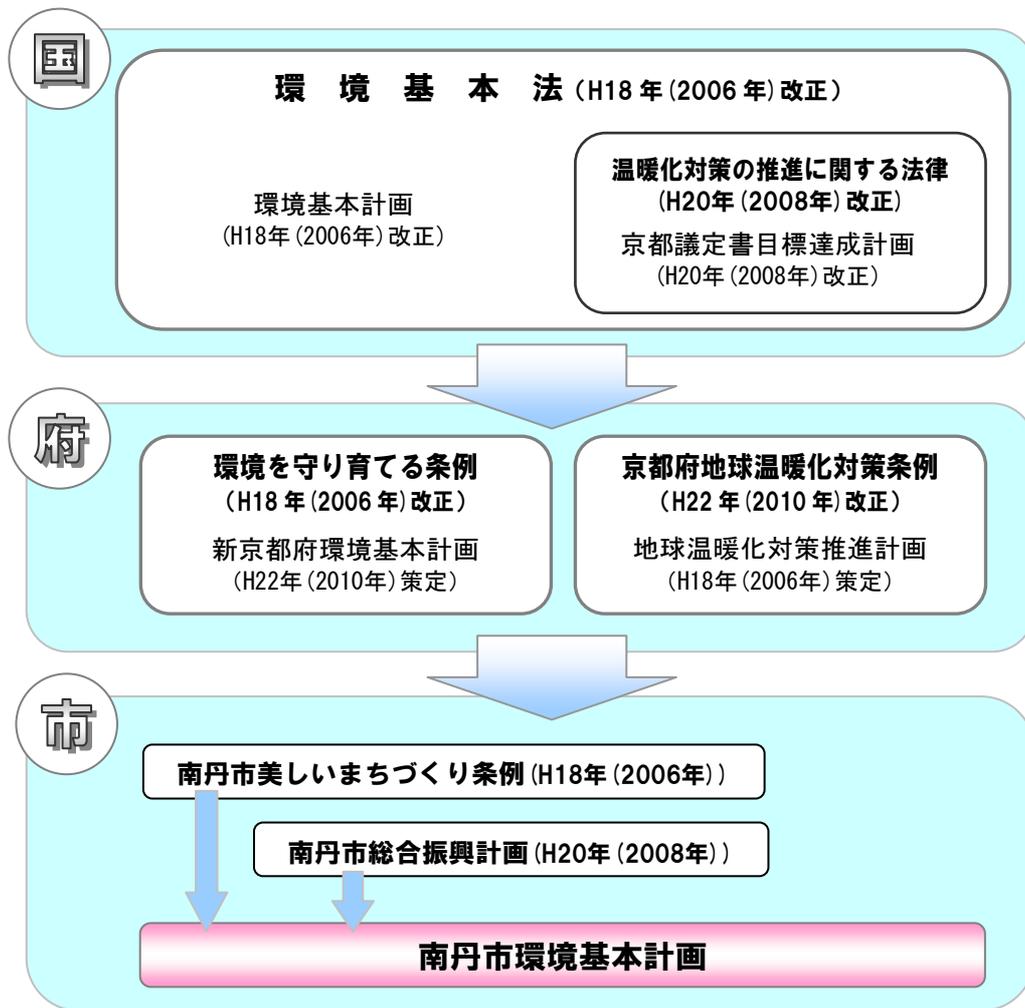


計画の目的

3. 計画の性格

1) 計画の位置づけ

本計画は、国・京都府の法令、京都府環境基本計画を踏まえるとともに、南丹市総合振興計画と整合を図り、総合振興計画を環境面から実現する役割を持っています。また、地球温暖化対策の推進に関する法律における地方公共団体が策定する実行計画としての役割も担っています。



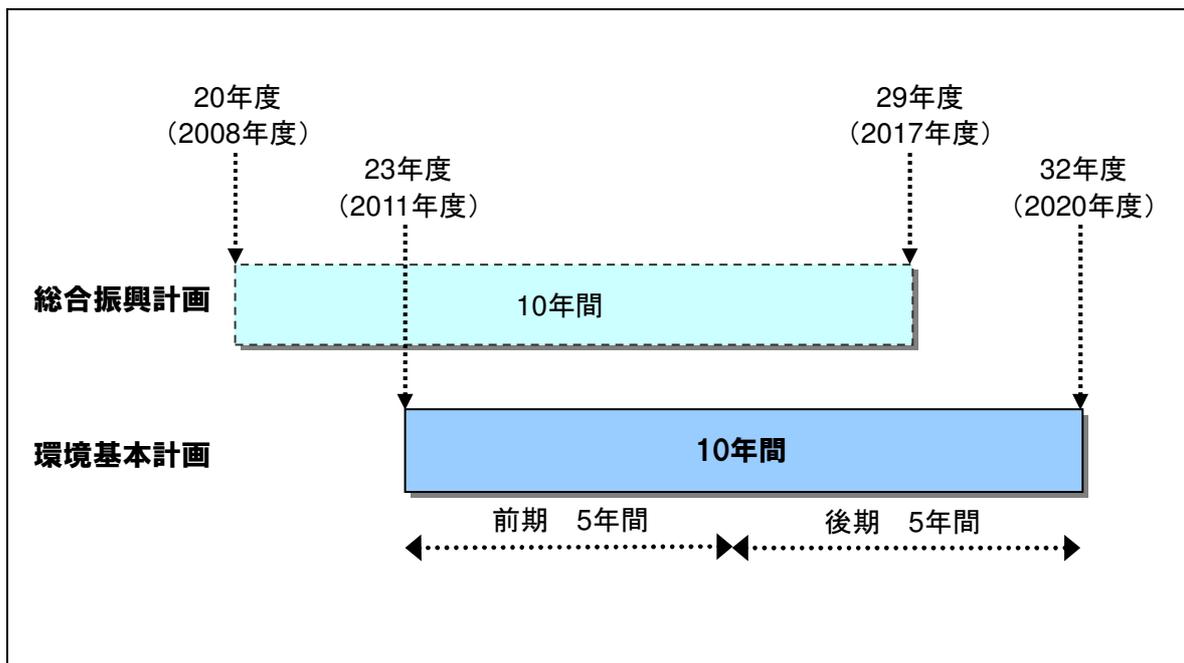
計画の位置づけ

2) 計画の期間

この計画に取り組む期間は、次のような考え方で設定します。

- ①本計画の目標年次は、総合振興計画との整合を図り、10年後の平成32年度とします。
- ②計画期間を5年間ずつ前期と後期に分け、前期の進捗状況を踏まえて見直しを行います。

見直しについては、本市を取り巻く環境や社会情勢が常に変化していることを踏まえ、計画内容について柔軟に見直す必要があることから、内容の総点検を行うことを意味します。



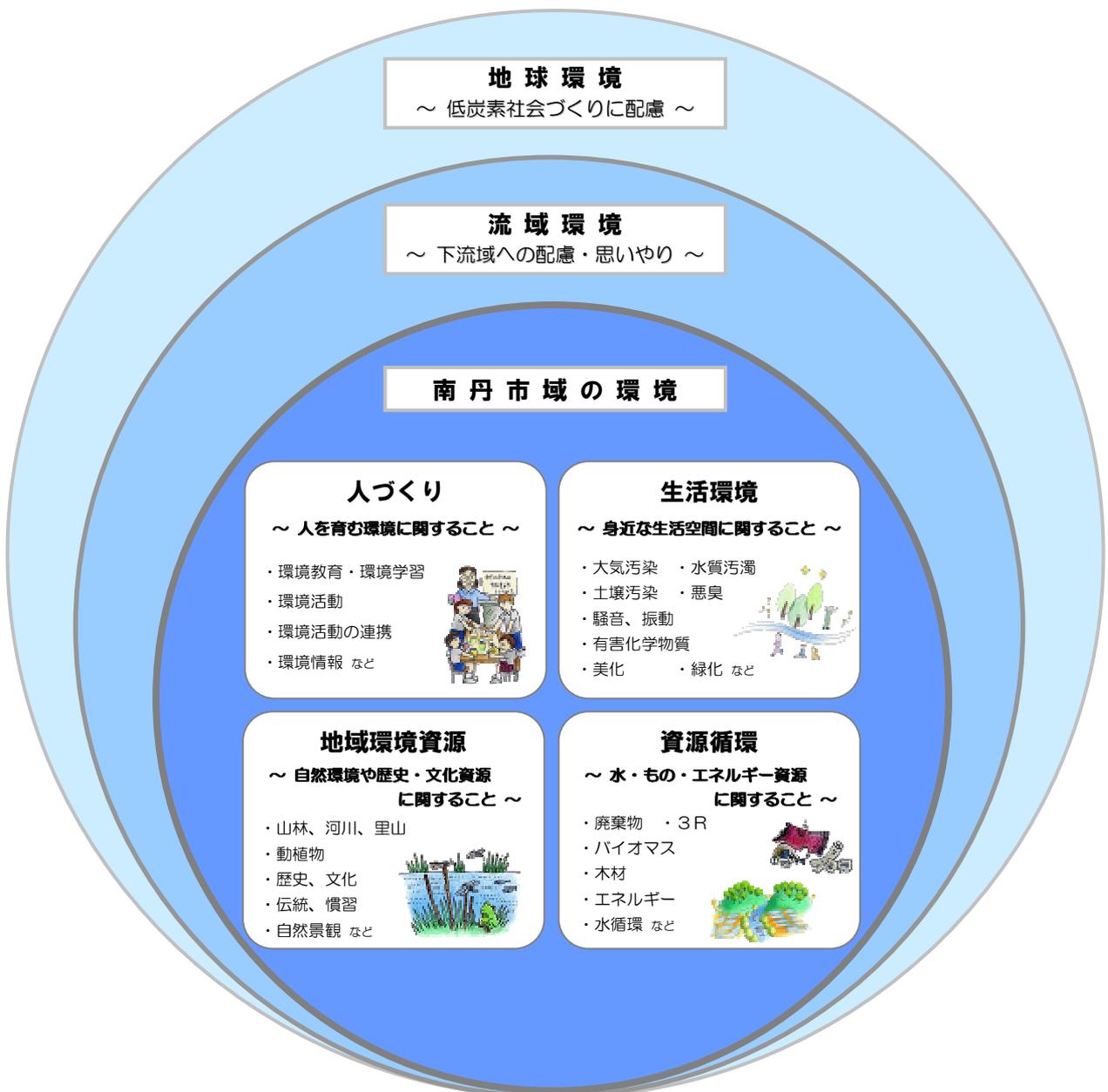
計画の期間

4. 環境のとらえ方

1) 対象とする計画の範囲

本計画は市全域を対象とし、「人づくり」「生活環境」「地域環境資源」「資源循環」の4つの視点から本市の環境をとらえ、目標や施策などを設定します。それぞれの視点で対象とする環境要素は下図のとおりです。

また、本市の環境は市域のみで形成されるわけではなく、周辺地域についても考慮する必要があります。由良川・桂川（淀川水系）の最上流地域に位置することからも、特に流域への意識、さらに地球環境への意識など、広域的な観点をもって本計画を策定することとします。



計画における環境のとらえ方

2) 各主体の役割

この計画における各主体の考え方および役割は、以下のとおりです。なお、来訪者については、通常の場合市民に含めてとらえることとします。

また、本計画を推進する上で欠くことのできない民間団体、住民グループ、市内の大学や専門学校などについては、それぞれが前述の主体が持つ役割を縦断的に兼ね備えています。このためここでは、ひとつの主体として設定せず、市民・来訪者、事業者、市の中に内包されているものとして見なします。

市民・来訪者

- ・ 日常生活における環境にやさしい行動の実践
- ・ 地域の環境資源の保全を目的とした取り組みへの参加
- ・ 環境学習などイベントへの参加
- ・ 廃棄物発生量の低減、3R*の推進による循環型社会*形成の取り組みへの協力
- ・ 省エネルギー*などによる地球環境保全の推進 など



事業者

- ・ 日常的な事業活動が生活環境へ与える影響の軽減
- ・ 地域の清掃活動など地域環境保全の取り組みへの参加
- ・ 廃棄物発生量の低減、3Rの推進による循環型社会形成の取り組みへの協力
- ・ 省エネルギーなどによる地球環境保全の推進 など



市

- ・ 環境保全の視点を重視した事業の実施
- ・ 市民、事業者への情報発信、環境学習による意識向上
- ・ 市職員の業務での環境に優しい行動の実践 など



民間団体など

住民グループなど

大学・専門学校など

各主体の定義

- 『市民』 本市で日常生活を営む者。
- 『来訪者』 通勤、通学、観光、レクリエーションなどで本市を訪れる者。
- 『事業者』 農林業、工業、商業などすべての産業について、本市で事業活動を行う者。
- 『市』 本市の行政を司る者。南丹市。
本計画による環境保全および健全な環境づくり推進の中心的な役割を担うものとする。

5. 計画の構成

計画は、以下のような構成となります。

